

議案第 32 号

あきる野市都市計画税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 6 月 19 日

提出者 あきる野市長 澤 井 敏 和

提案理由

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 2 号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。

あきる野市都市計画税条例の一部を改正する条例

あきる野市都市計画税条例（平成 7 年あきる野市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

附則第 17 項を附則第 19 項とし、附則第 16 項を附則第 18 項とする。

附則第 15 項中「第 28 項、第 32 項、第 36 項、第 37 項、第 42 項」を「第 27 項、第 31 項、第 35 項、第 39 項、第 42 項、第 44 項」に改め、同項を附則第 17 項とする。

附則第 14 項中「附則第 4 項及び第 6 項」を「附則第 6 項及び第 8 項」に、「附則第 4 項及び第 7 項」を「附則第 6 項及び第 9 項」に、「附則第 5 項、第 7 項及び第 8 項」を「附則第 7 項、第 9 項及び第 10 項」に、「附則第 7 項から第 9 項まで」を「附則第 9 項から第 11 項まで」に、「附則第 9 項」を「附則第 11 項」に、「附則第 10 項から第 12 項まで」を「附則第 12 項から第 14 項まで」に、「附則第 11 項」を「附則第 13 項」に改め、同項を附則第 16 項とする。

附則第 13 項を附則第 15 項とし、附則第 9 項から第 12 項までを 2 項ずつ繰り下げる。

附則第 8 項中「附則第 4 項」を「附則第 6 項」に改め、同項を附則第 10 項とする。

附則第 7 項中「附則第 4 項」を「附則第 6 項」に改め、同項を附則第 9 項とする。

附則第 6 項中「附則第 4 項」を「附則第 6 項」に改め、同項を附則第 8 項とする。

附則第 5 項を附則第 7 項とし、附則第 4 項を附則第 6 項とする。

附則第 3 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 42 項」を「附則第 15 条第 39 項」に改め、同項の次に次の 2 項を加える。

（法附則第 15 条第 44 項の条例で定める割合）

4 法附則第 15 条第 44 項に規定する市の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

（法附則第 15 条第 45 項の条例で定める割合）

5 法附則第 15 条第 45 項に規定する市の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のあきる野市都市計画税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成28年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。